

令和5年度第3回関東地方整備局事業評価監視委員会 議事録

審 議

■再評価案件（一括審議案件）再評価対応方針（原案）の説明・審議

- ・中部横断自動車道（富沢～六郷）
 - ・一般国道298号 東京外かく環状道路（千葉県区間）
- （上記について、事務局から資料により説明）

○久保田委員長 ありがとうございます。

それでは、今から一括審議を行います。

いずれの案件でも結構ですけれども、御意見、御質問がありましたらいただきたいと思
います。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 ウェブの方も特にございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 それでは、特に御意見もありませんので、ただいまの2件につきまして
は、原案のとおり、継続とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保田委員長 御異議ないということで、継続とさせていただきます。ありがとうござ
いました。

■再評価案件（重点審議案件） 再評価対応方針（原案）の説明・審議

・一般国道 468 号 首都圏中央連絡自動車道（大栄～横芝）

（上記について、事務局から資料により説明）

○久保田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの案件につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。手塚委員、どうぞ。

○手塚委員 意見、コメントがございます。

いつも申し上げますように、B/Cというのはあくまでハードルです。したがって、今回、1.1 という形で1を上回っているということなので、提案された方針に異議はありません。

ただし、この事業規模が非常に大きいので、もし仮に、将来、この1.1を下回ることがあれば、その費用面・金額面での損失というのは非常に大きくなると考えられます。したがって、速やかな整備が求められます。

実際、この成田小見川インターチェンジができれば、先ほどお話にもあったような物流の効果などが期待できます。速やかな整備をお願いしたいと思います。

以上です。

○久保田委員長 どうぞ。

○事務局 手塚先生、コメント、どうもありがとうございます。

資料の17ページにお示しさせていただきましたとおり、先生がおっしゃるとおり、この事業期間、我々、感度分析をしておりますけれども、やはり事業期間が延びてしまったりすると、B/Cが1を切ったりするというようなこともございますので、しっかりと地域の方々の期待に応えられますよう、一日も早い開通を目指して事業のほうを進めていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

○久保田委員長 ありがとうございます。そのほか、どうでしょうか。

特によろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○久保田委員長 それでは、特に御意見はないようでございますので、本案件につきましては、御提案のとおり継続というふうにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

○久保田委員長 それでは、御異議ないということなので、継続とさせていただきます。
ありがとうございました。

それでは、特別委員の後藤様、それから、東日本高速道路株式会社の御関係者の皆様におかれましては、本件は以上でございますので、ここで退出されます。

ありがとうございました。

○後藤特別委員 どうもありがとうございました。失礼いたします。

■再評価案件（重点審議案件） 再評価対応方針（原案）の説明・審議

・一般国道 51 号 北千葉拡幅

（上記について、事務局から資料により説明）

○久保田委員長 ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○若井委員 どうもありがとうございます。費用便益に基づいての事業継続自体については、特に異議等はありません。

途中、御説明がありましたように、地元の四街道市との協議の経緯、非常に詳しく説明していただいてよく分かったんですけども、最終的に、ある程度、地元協議が進んだ後、これが経済性を優先的に考慮すると最適解だろうということで、こんな方向でというお話だったかと思いますが、もう一方で、これはなかなかB/Cに入ってこない話なので、これを議論の俎上に載せること自体はなかなか難しいですけども、地元との協議の中の一つのテーマとして、急速に変動しつつある極端気象の増加みたいなことから、実際に洪水被害を受ける経験もあり、そういったことを受けて、中小河川のこれからの管理計画とか、運用とか、防災に対しての地元の対策みたいなこととセットでこの道路を考えたときに、いろんな選択肢が四街道市としてもあるんだろうという話の中で、いろんな案が出てきて、

こういうことに落ち着いたということですので、恐らくそういった基礎的な調査検討はされているのだと思いますが、地域防災的な観点から見て、流末をこちら側にとって、一時的に調整池でピークカットしてから流すという、この選択肢が、著しくおかしな選択肢になっていないというのを、経済性だけではなくて、防災的な観点から見ても、何か違和感がないというようなことを、事務所のほうで一応確認しているという理解でよろしいでしょうかという質問です。

○久保田委員長 いかがでしょうか。

○事務局 若井先生、御質問ありがとうございます。

調整池と整備に関する御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、我々といたしましては、4か所、既存排水路がある中、四街道市からは、3か所、排水容量にも課題があるということで、1か所に集約してほしいというお話がありまして、その1か所に集約した後、また地域の河川に流す際に、そのまま既存排水路に流れてきたものを河川に流してしまうと、河川の容量も、今度、影響があるようなお話もありましたので、実際、調整池を整備して、あと、調整池とオリフィスですかね、実際に河川に流れる流量のコントロールをすることによって、影響を少なくする。地域としての治水対策の向上にはつながっているものと考えているところでございます。

先生から御指摘いただいたとおり、今後、我々が道路を整備するときにも、その流域の治水対策といったことにもしっかりと目配せしながら事業のほうを進めさせていただきたいと考えております。お答えになっておりますでしょうか。

○若井委員 大変よく分かりました。ありがとうございます。

以上です。特にないです。

○久保田委員長 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

原委員、お願いします。

○原委員 大変お世話になります。今のことと関連してですが、関連自治体等の意見というところに、例えば四街道市からの意見というのは、ここには掲出はされていないのですが、それは、何か理由があるのでしょうか。

○久保田委員長 最後のところですね。いかがでしょうか。

○事務局 御質問、ありがとうございます。

政令市ではないためということでございます。

○久保田委員長 よろしいですか。

ありがとうございます。そのほか、ありますか。

ちょっと参考までに、今の件にちょっと関連して、今、四街道市とはこの件でもう完全に合意ができ、四街道市も前向きにこの同事業を考えてやるというふうに解釈してよろしいですか。

○事務局 久保田先生、ありがとうございます。

先生のおっしゃるとおりでございます。この再評価委員会の前にも、四街道市の市長とも直接話をしてきまして、事業をしっかりと、渋滞が2か所ひどく発生しておりますので、しっかり進めてほしいということで確認も取っております。

○久保田委員長 ありがとうございます。原委員もこれで安心されたと思います。ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

○事務局 原委員からの御質問に対する事務局からの回答について、補足をさせていただければと思います。

政令市だからという回答は十分ではなく、私どもが直轄事業をやるときに、直轄事業といたしながら、都道府県、もしくは道路の場合は、そこを通ります政令市から3分の1ほど直轄負担金を頂戴しております。

一番の利害関係者ということで、その事業を施行いたします都県、あるいは政令市の御意見を聞いた上で、この資料の中に載せているということがございます。

なお、今、原委員からのお話がありましたとおり、やはり今回の事業費増の一つの肝が四街道市との協議であったということを考えますと、今の御指摘は、今後の資料作成に当たって、そういう貴重な御意見をいただいた地元の都県、政令市以外の自治体の方の考えも、明記あるいは説明の中でしっかり説明させていただくなど委員の皆さんに御理解いただけるように事務局としても努力していきたいと思っておりますので、貴重な御指摘、ありがとうございました。

○久保田委員長 ありがとうございます。今後の御参考によりしくお願いいたします。

それでは、皆様、御意見、特によろしいですね、ほかには。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 それでは、よろしいようでございますので、本案件につきましては原案

のとおり継続というふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○久保田委員長 それでは、継続とさせていただきます。ありがとうございました。

■再評価案件（重点審議案件） 再評価対応方針（原案）の説明・審議

・一般国道20号 新山梨環状道路（広瀬～桜井）

（上記について、事務局から資料により説明）

○久保田委員長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

手塚委員、お願いします。

○手塚委員 基本的に用地の買収が済んで建設が始まった段階で、期間の遅れが生じれば、それはB/Cに対して影響があります。

一方で、まだ用地買収ができていない、建設に着手していない段階では、単にそのB/Cの値は横にスライドするだけです。したがって1.6という値はそのままの形で持ち越される。しかも追加で発生するお金も2億ということで、その金銭面だけを見ると、非常に、そんなに大きな影響はないようにもみえます。しかしながら、1回計画して、物を作るといときには、速やかな整備が必要である、と考えます。

B/Cの中では、これは必ずしも反映され得ないものであります。今後の再評価の段階でいいかと思いますが、できるだけ、速やかな整備をするための努力をした、ということが何らか示されるような形で、お考えいただくといいかなと思います。

以上です。

○久保田委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局 御意見ありがとうございました。できるだけ早く事業を進めるように頑張りたいと思います。

○久保田委員長 よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

ほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 それでは、特に御意見がないようでございますので、本件につきましては、御提案のとおり事業継続としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○久保田委員長 異議がございませんようですので、本案件につきましては、継続とさせていただきます。ありがとうございます。

■公園事業における費用対効果分析について
(上記について、事務局から資料により説明)

○久保田委員長 ありがとうございます。という手法をお使いになっているという御説明です。何か、御質問などはございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 ありがとうございます。

■再評価案件（重点審議案件） 再評価対応方針（原案）の説明・審議
・国営昭和記念公園
(上記について、事務局から資料により説明)

○久保田委員長 ありがとうございます。
それでは、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。
お願いします。若井委員、お願いします。

○若井委員 ありがとうございます。非常に長期間にわたっての整備で、総事業費も大分大きくて、BもCも、非常に巨大公園ですから、もともともう大きいのですので、費用分析、費用対効果分析をやってB/Cが幾つと、もちろん総事業費に対するB/Cも大切ですが

ど、そういう意味では、新しく着手する、あるいは残事業としてのB/Cがどのくらいなのかということについても御説明があって、それについても、一応見合ったものになっているという御説明だったかと思います。

1点だけちょっと確認したいのは、ちょっと細かな話、重箱の隅をつつくような話かもしれないませんが、残堀川の調節池が戻ってくると。いち早く整備しなきゃいけないというのは、そのとおりだと思いますけれども、B/Cの算出方法のマニュアルをちょっと詳しく理解していないですけれど、恐らく、跡地利用の内容によって、少なからずBもCも、大まかなコストのかけどころの規模感というのは何か数字で出ていましたけれども、具体的に、何かまだ計画が見えていない段階で、恐らくこういった種類のもの、ああいった種類のもの、いずれのものをやったとしても、大体B/Cはこのくらいの中の幅に収まるだろうというような見込みで、ある程度、数字を立てているのではないかというふうに想像いたしました。それ自体はいいとして、その見込みが現時点で妥当なものであるという理解でよいかどうかということ、一つ確認させていただければと思います。お願いします。

○久保田委員長 お願いいたします。

○事務局 御質問ありがとうございます。

残堀川調節池の跡地も含めてということになりますが、先ほどの最後のほうで御紹介いたしましたP a r k - P F I制度を活用して、官民連携事業でもって整備を進めるという御説明申し上げました。

私ども、令和元年度から、その準備といたしまして、民間事業者のサウンディングというものをやってございます。これまで3回ほどやってございまして、そういった中で、プールの跡地にはどんなものができるか、あるいは、今、御指摘いただきました残堀川の調節池の跡地では、どんなものができるのか。そして、民間事業者さんの反応、あるいは、御提案というものも伺っております。

その中で、多くの事業者さんが、残堀川の調節池であれば、例えばグランピングをはじめとする、いわゆるキャンプ場的な施設の活用が見込めるよねというような声が多くいただいております、恐らくそういった意味で、私どもとしては、あの場所につきましては、今、申し上げたような施設が立地できるだろうというような期待も持っておりますが、そのような見込みも持っております。

そうした意味で、妥当性につきましては、今申し上げましたような、サウンディングを通じた中での、これから参画いただけるであろう事業者さんの声を踏まえて、施設の性格

を決めて、便益というものを算出してきているといったところでございます。

○若井委員 分かりました。ありがとうございました。

○久保田委員長 ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。特によろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 それでは、特に御異議もないようでございますので、本案件につきましては御提案のとおり継続としたいと思います但よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○久保田委員長 皆さん、御同意いただいておりますので、本件については継続とさせていただきます。ありがとうございました。

■官庁営繕事業の評価手法について

(上記について、事務局から資料により説明)

○久保田委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問などございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 ありがとうございます。

○事務局 今、鈴木委員が入られたようです。

○鈴木委員 学内委員会で遅れました。よろしく申し上げます。

○久保田委員長 それでは、引き続きよろしく願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございました。よろしく申し上げます。

■事後評価案件 事後評価対応方針（案）の説明・審議

・栃木地方合同庁舎

（上記について、事務局から資料により説明）

○久保田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらいただきたいと思えます。いかがでしょうか。若井委員お願いします。

○若井委員 ありがとうございます。この合同庁舎のことだけではなくて、もしかすると遡って評価方法にも絡んだ話かもしれませんが、具体的にこうやって地域と連携して、いろんな付加価値が高まる、非常に私も大切なことだなというふうに思いながらお聞きしましたけれども、途中、評価方法について、マニュアルに従った形でやりましたということは十分理解いたしました。

一方で、途中、CSも出てきましたけれども、ここで言っているカスタマーが職員だけのケースもあれば、それ以外の地域住民とか、その施設を使う外部の方という視点もあるような感じも、それは、多分、関与の仕方によっていろいろだと思うんですね。その合同庁舎によっても、入るセクションによって、ほとんど地域住民の方の出入りがないようなセクションもあれば、何か頻繁に地域の方々が、そこで何か手続に訪れるような類いの、そういった官庁もあると思うんですね。それはもう本当に千差万別なんですけれども。

恐らく、先ほどああやって、例えば公園なんかだと付加価値とかは、来ていただけるかどうかということこそが付加価値だということで、いろんな投資効果を議論してきたということちょっと考えると、何かある種、これは公園ではないんですけど、その地域にとっていいかどうかという議論をするときに、何かどちらかという、その地域と言っている地域が、地方自治体の色が非常に濃いような感じがする。

もちろん地方自治体は、住民の方々の声を吸い上げているから、当然いろんな実態を把握していると思うので、それでもいいのかもしれませんが、何か、執務をしている方々の快適性とか、執務の効率性みたいな向上だけじゃなくて、本当に施設によっては、訪れる方々にとってのユーティリティみたいなものが、本当にどうなったのかという辺りを、数字にはしにくいかもしれませんが、ちょっとフォローアップしていただくと、本当の意味で、こういう地域連携が役立っているということの何か説明に生きるんじゃないかなというふうな感想を持ちました。

以上です。コメントです。

○久保田委員長 何かコメントございますか。

○事務局 御意見のほう、ありがとうございます。こういった、先ほど言ったとおり点数化しにくいというところもありまして、どれだけできるのか、あと、官庁営繕事業の特徴といたしまして、土木事業と違って、建物を造った後に、建物自体は相手の官署に渡してしまうところもあって、その現地に国交省職員が常駐していないということもあり、どこまで調査できるのかといったところについては、少し考えなければいけないところがあるのが事実です。

ただ、今、若井委員のおっしゃられた内容については、非常に考えなければいけないところだと思いますので、本省のほうにも、意見として上げさせていただいて、取り得る方策、何かないかというようなところについて、少し検討等も進めさせるように、考えたいと思っております。ありがとうございます。

○若井委員 ありがとうございます。

○久保田委員長 ぜひよろしく願いいたします。

そのほかございますか。

それでは、今日、御欠席の竹内委員から、事前に御意見をいただいていると伺っています。御紹介いただいてよろしいですか。

○事務局 今、委員長からお話がありましたとおり、本日、所用により御欠席であります竹内委員からの意見について、この場で代読させていただきます。

竹内委員からの御意見でございます。

近年、都心部の大規模再開発では40%以上、工場緑化では20%以上、名古屋市市街化区域でも緑化地域として10%以上など、民間に対して公共は緑化を指導しています。国は、特に緑化を促進する立場であるため、国の施設は、特に見本となるよう各自治体の事例を参考に、規模に応じた緑化義務を自ら設定し、少なくとも20%以上の緑化に努めていただきたい。周辺の自然環境に対する評価についても、悪影響がないではなく、よい影響を与えることを目指していただきたい、このような御意見をいただいたところでございます。

それに関しまして、事務局としての回答をさせていただきます。

まず、官庁営繕事業において、我々関東地方整備局営繕部においては、緑化や、周辺の自然環境に対する配慮、あるいは環境対象全般に関しましても、いろいろな諸条件はある

のですけれども、その中、可能な限り対応等はさせていただいているというふうには考えているところでございます。

しかしながら、今後の事業、こういったものはより高い水準で実施する必要がないかというの、常に追求するべきものであるとも認識しております。ついては、この件に関しましても、ちょっと費用などもありますから、すぐにできると、すぐには断言はできないのですけれども、本省などにも、意見として上げ、相談させていただきながら、さらなる対応を何かできないかという検討について、進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、本件について、竹内委員にも同じように御回答をさせていただいたところ、ぜひ頑張ってくれというふうにいただいたところでございまして、我々としては、この方向で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○久保田委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 特によろしければ、皆様から特に強い御異議等ございませんでしたので、これは事後評価案件でございますので、最後にお示しいただいた、この対応方針（案）、これについて了承するという形を取りたいと思います。この原案としての対応方針を了承するということよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○久保田委員長 ありがとうございます。それでは本件については了承させていただきます。

■事後評価案件 事後評価対応方針（案）の説明・審議

・京橋税務署

（上記について、事務局から資料により説明）

○久保田委員長 ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。特によろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

○久保田委員長 先ほどと共通する御意見もありますので、その辺もまた参考にしていただければと思います。

それでは、特にございませぬようでしたら、本件につきましても対応方針を了承するということがよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○久保田委員長 ありがとうございます。皆さん御同意いただいておりますので、本件も了承させていただきます。ありがとうございました。

以上で、本日の審議案件は全て終了いたしましたけれども、全体を通して何か追加的な御意見などはございますか。よろしいですか。

それでは、本日の審議は以上となります。

○司会 久保田委員長、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事内容が全て終了いたしました。

その他、何かございますか。

それでは、これをもちまして令和5年度第3回関東地方整備局事業評価監視委員会を閉会させていただきます。本日は、御審議誠にありがとうございました。

閉 会